

岐阜県教育委員会・岐阜市教育委員会が開設している
『教員免許状更新講習』について注意事項（Q&A）

平成30年度版

Q1 「教育課程講習会」「教育課程研究協議会」はどのような講習ですか？

A1 岐阜県教育委員会、各市町村教育委員会が主催している講習です。これらの講習は、岐阜県内の現職教員を対象に、教育要領（幼稚園）や学習指導要領（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の趣旨や内容の適切な理解を図り、教育課程の実施に生かすための講習であり、『教員免許状更新講習』として受講できます。

Q2 受講対象者の条件は何ですか？

A2 受講対象者は、**以下の2点を共に満たしている**必要があります。

①県内の幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校で授業（幼稚園においては「教育時間」）を担当している現職教員であること。

※教育課程講習会及び教育課程研究協議会の参加者には、分科会等における説明事項を自校の職員に伝達し、教育課程の実施に生かすことが求められるため、学習支援員や相談員の方等は受講できません。また、休職中や他機関へ出向、長期派遣等で教員免許状の更新そのものの延期申請ができる方や初任者研修の対象者は受講できません。

②教員免許状有効期間（修了確認期限）に、岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会が開設している「教育課程講習会」または「教育課程研究協議会」を『教員免許状更新講習』として初めて受講すること。

※更新講習にかかわる期間中に1回のみ受講できます。例えば、「1年目は岐阜地区の小学校に勤務していたので〈小学校国語（岐阜会場）〉を受講し、2年目は西濃地区の中学校に転勤をしたため〈中学校数学（西濃会場）〉を受講したい。」という理由等で、園・校種、教科・領域や受講場所を替えても『教員免許状更新講習』としては2回以上受講することはできません。

Q3 申込みで特に気を付けることはありますか？

A3 申込みの際に特に気を付けていただきたいことは、**以下の2点**です。

①KMK-Gifuシステムにより申し込む際には、所属する幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）や学校と同じ園・校種の該当する開催地の講習に申し込んでください。

〈幼稚園教育課程研究協議会を受講する方へ〉

※所属の管理職と相談の上、該当する講習に申し込んでください。

◇岐阜地区、飛騨地区の幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）に所属の方

→講習名：【選択】幼稚園教育課程 【会場：岐阜市】

◇東濃地区、美濃地区、可茂地区の幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）に所属の方

→講習名：【選択】幼稚園教育課程 【会場：美濃加茂市】

◇西濃地区の幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）に所属の方

→講習名：【選択】幼稚園教育課程 【会場：大垣市】

〈小・中学校教育課程講習会を受講する方へ〉

※所属の管理職と相談の上、岐阜市内の学校に所属の方は、岐阜市教育委員会が開設する講習に申し込んでください。岐阜市以外の県内の学校に所属の方は、5か所の開催地から所管の岐阜県教育委員会各教育事務所が開設する講習に申し込んでください。

〈高等学校教育課程講習会を受講する方へ〉

※所属の管理職と相談の上、岐阜県教育委員会が開設する講習に申し込んでください。

〈特別支援学校教育課程研究協議会を受講する方へ〉

※所属の管理職と相談の上、3か所の開催地から該当する講習に申し込んでください。

②「KMK-Gifuシステム」と「所管の教育委員会、担当部局」への二重申込みが必要です。

※Web上（KMK-Gifuシステム）からの個人予約だけでなく、所属する幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）や学校を通して、所管の教育委員会に申込みをする必要があります。

4月下旬までには、幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）や学校に要項が届きます。所属の管理職と相談の上、幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）や学校を通して所管の教育委員会、县市町村担当部局等へ申し込んでください。

Q 4 受講料が他機関の講習と比べて安いのはなぜですか？

A 4 Q 1 のとおり教育課程講習会及び教育課程研究協議会は、『教員免許状更新講習』のためだけに実施している講習ではありません。KMK-Gifuシステムの利用料以外の費用が掛からないため、他機関の講習と比べて受講料が安くなっています。

Q 5 講習当日の持ち物で特に気を付けることはありますか？

A 5 岐阜県教育委員会が開設する講習を受講する方は、履修証明書の「送付用封筒」を作成し、提出する必要があります。

- ・履修証明書は、平成30年10月31日（水）までに受講者が指定した場所へ郵送します。
- ・送付用封筒は、講習の当日に提出していただきます。詳しくは別添資料でご確認ください。

※岐阜市教育委員会が開設する講習を受講する方は、履修証明書の「送付用封筒」を提出する必要はありません。

岐阜県教育委員会が開設する教育課程講習会及び教育課程研究協議会を
教員免許状更新講習として受講する幼稚園（保育所・認定こども園を含む。）、
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する方へ

岐阜県教育委員会
教育研修課 情報研修係

履修証明書の送付用封筒について

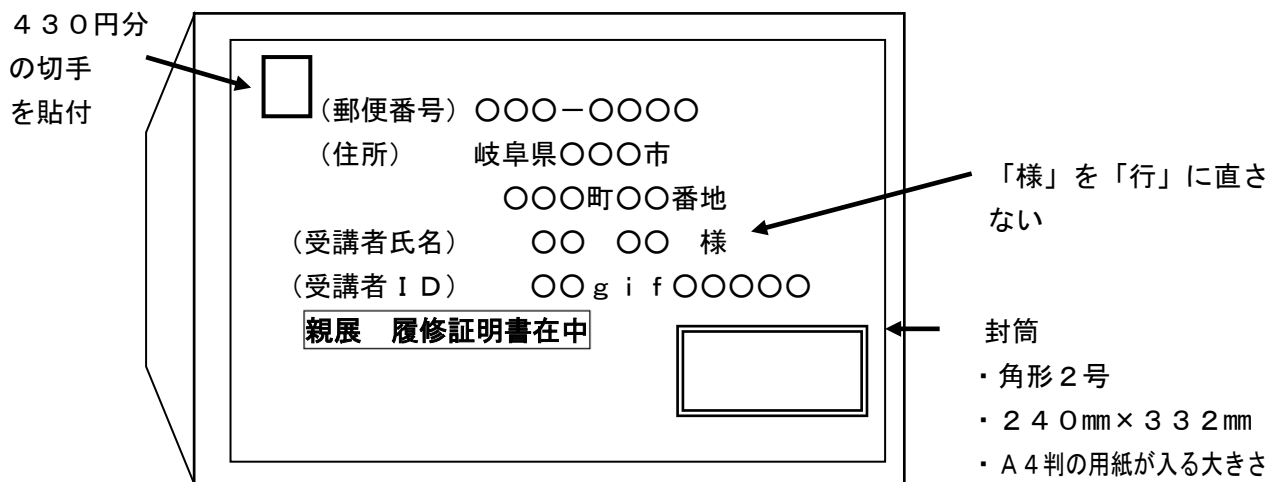
このことについて、教員免許状更新講習の履修証明書の送付用封筒を、下記のように準備の上、講習当日に持参願います。

記

○ 送付用封筒について

- (1) 封筒（角形2号、240mm×332mm、A4判の用紙が入る大きさ）のおもて面に、次頁の【様式1】を貼付し、送付先の郵便番号、住所、受講者氏名（「様」を「行」に直さない）、受講者ID、を記入し430円分の切手を貼付する。（簡易書留郵送のため）
- (2) 講習当日に持参し、受付で提出する。

【封筒おもて面に、貼付・記入例】



430円分
の
切手
貼付位置

【様式1】

〒 5 □ □ □ — □ □ □ □

岐阜県

様

gif

親展 履修証明書在中

〒500-8384
岐阜県岐阜市藪田南5-9-1
岐阜県総合教育センター
岐阜県教育委員会 教育研修課
TEL(058)271-3457